



平成24年12月初版作成
平成25年1月第2版作成

障害福祉サービスの人員、設備 及び運営に関する基準等に係る 条例制定について

(平成25年4月1日施行)



岡山市 保健福祉局 事業者指導課

(岡山市参考資料編)

《 条例制定の概要 》

この資料は、本市独自基準の内容の概要をまとめています。なお、現時点では、条例施行規則は「案」であり、解釈通知は「素案」であり、内容が変わることがあります。詳しくは、平成25年2月に実施する平成24年度集団指導で説明します。

なお、文中の「法」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」のことです。

○独自基準について

障害者が安心して生活できるよう、次の基本的な考え方から独自基準を制定しています。

- 1 公正、公平、適正の確保のため
- 2 人権擁護のため
- 3 サービスの質向上のため



岡山市保健福祉局事業者指導課ホームページ（運営：岡山市）

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigousyasidou/jigousyasidou_00003.html

《 目 次 》

(一般原則)	《頁》
1 暴力団員の排除	・・・ 1
(人員基準)	
2 管理者の資格要件を設定	・・・ 3
3 サービス提供責任者の資格要件を明確に	・・・ 6
4 機能訓練指導員の資格要件を緩和	・・・ 9
(設備基準)	
5 入所、居住施設は耐火、準耐火構造を義務付け	・・・ 11
(運営基準)	
6 多様な手法を用いた評価	・・・ 12
7 別居親族への訪問系サービス提供を制限	・・・ 14
8 成年後見制度の活用支援	・・・ 17
9 研修の機会確保	・・・ 18
10 運営規程の整備	・・・ 19
11 非常災害対策の充実	・・・ 22
12 記録の保存書類の明確化、保存期間の延長	・・・ 24
(届出事項)	
13 運営規程の変更の届出	・・・ 26
14 暴力団員でない旨の届出	・・・ 26

(岡山市参考資料編)

1 暴力団員の排除

○基準条例

事業者の役員又は事業所の管理者が岡山市暴力団排除基本条例に定める暴力団員でないこととする規定を新設します。

○対象サービス（施設）

全サービス共通

○条例の考え方

障害福祉サービスの事業活動により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員を排除し、利用者が安心してサービスの利用ができる環境を整備します。

【指定障害福祉サービスの例】

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

第3条 法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所（病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）又は診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。

2 前項に定める者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び当該申請に係る事業所を管理する者は、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員であつてはならない。

3 （略）

4 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

5 指定障害福祉サービス事業者は、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

《解釈通知の素案》

(1) 申請者の要件（サービス条例第3条第1項）

指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者は法人でなければならない。

ただし、次に掲げる障害福祉サービスの種類に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

ア 療養介護

イ 病院又は診療所により行われる短期入所

(2) 暴力団員の排除（サービス条例第3条第2項）

障害福祉事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するとのないよう、指定障害福祉サービス事業者の役員及び当該指定に係る事業所の管理者（以下「役員等」という。）は、暴力団員であってはならないことを規定したものである。そのため、本市においては、指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は申請書に、役員等の変更に伴うものは変更届に、役員等が暴力団員でない旨の誓約書に役員等名簿を添付して提出しなければならないこととする。ただし、平成25年4月1日において現に指定を受けている全ての指定障害福祉サービス事業者は、同日における当該指定に係る事業所の役員等である者について、前記にかかわらず、平成25年4月末日までに、役員等が暴力団員でない旨を誓約書に役員等名簿を添付して市長に提出するものとする。



(岡山市参考資料編)

2 管理者の資格要件を設定

○基準条例

現行の従うべき基準の内容については、国の基準どおりとし、管理者の資格要件を追加します。また、同等以上の能力を有すると認められる者について、規則において明確にします。

○対象サービス（施設）

生活介護、短期入所（病院、診療所により行われる短期入所を除く。）

自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練

就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

共同生活介護、共同生活援助、障害者支援施設

○条例の考え方

管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う等重要な責務を担う者ですが、国の基準にはその資格要件について規定されていないため、管理者の資格要件を追加します。なお、その資格要件については、国の最低基準に規定する施設長又は管理者の基準に合わせます。

○経過措置

平成25年4月1日に当該事業所等の管理者である者については、2年間の経過措置があります。ただし、平成25年4月2日以降に当該事業所等の管理者となる場合は、資格要件が必要（経過措置なし）となります。

【指定生活介護の例】

（管理者）

第81条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定生活介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2. 指定生活介護事業所の管理者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）

第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業（同法第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。以下同じ。）に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならない。

【規則の案】

(管理者)

第8条 条例第81条第2項（条例第101条，第144条，第155条及び第166条において準用する場合を含む。），第126条第3項（条例第199条において準用する場合を含む。）及び第176条第2項（条例第189条及び第196条において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める者は，次の各号のいずれかの事業若しくは施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して2年以上である者又は社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者とする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所の事業
- (2) 介護保険法第8条又は第8条の2に規定する事業又は施設
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する特別支援学校又は同法第81条第2項に規定する特別支援学級
- (4) 次に掲げる行政機関の事業
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所
 - イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項に規定する身体障害者更生相談所
 - ウ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター
 - オ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項に規定する福祉に関する事務所
 - カ 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条に規定する保健所
- (5) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第1条に規定する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- (6) その他市長が特に認める事業又は施設

【指定就労継続支援A型の例】

(管理者)

第176条 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定就労継続支援A型事業所の管理上支障がない場合は、当該指定就労継続支援A型事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定就労継続支援A型事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2. 指定就労継続支援A型事業所の管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者、社会福祉事業に2年以上従事した者若しくは企業を経営した経験を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものでなければならぬ。

《参考》

管理者に必要な要件は、以下のいずれかに該当することとなります。

- 1 社会福祉主任用資格を有する者
- 2 社会福祉事業に2年以上従事した者
- 3 企業を経営した経験を有する者（就労継続支援A型・B型のみ）
- 4 その他規則で定める者
 - (1) 次のいずれかの事業に2年以上従事した者
 - ① 病院又は診療所
 - ② 介護保険法第8条又は第8条の2に規定する事業又は施設
 - ③ 特別支援学校又は特別支援学級
 - ④ 児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、福祉事務所、保健所
 - ⑤ 独立行政法人 国立重度知的障害者総合支援施設 のぞみの園
 - ⑥ その他市長が特に認める事業又は施設
 - (2) 社会福祉施設長資格認定講習課程修了者

3 サービス提供責任者の資格要件を明確に

○基準条例

厚生労働省令には明記されておらず、解釈通知において規定されているサービス提供責任者の資格要件について、規則において明確にします。

○対象サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

○経過措置

同行援護従業者養成研修応用課程を修了したものとみされたサービス提供責任者の経過措置は、平成26年9月30日までです。同日までに同行援護従業者養成研修応用課程を修了することが必要です。

【指定居宅介護の例】

(従業者の員数)

第5条 (略)

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模（当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模）に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。
- 3 前項の事業の規模は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。
- 4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他の規則で定める者でなければならない。

【規則の案】

(サービス提供責任者)

第2条 条例第5条第4項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 介護福祉士
- (2) 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則第2条第2項の規定により行うことができることとされた同法第3条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号の指定を受けた学校又は養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者
- (3) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修課程を修了した者
- (4) 居宅介護従業者養成研修の1級課程を修了した者
- (5) 居宅介護従業者養成研修の2級課程を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したもの
- (6) 岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第85号）第5条第4項及び岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第90号）第5条第4項に定めるサービス提供責任者の選任要件を満たす者

※規則の案の内容は、国の解釈通知の内容と同趣旨です。
国の解釈通知をそのまま適用します。

【指定重度訪問介護・指定同行援護・指定行動援護の例】

(準用)

第7条 前2条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

【規則の案】

(重度訪問介護)

2 条例第7条に基づき、条例第5条第4項を指定重度訪問介護の事業について準用する場合は、同項に規定する規則で定める者は、前項各号に掲げる者とする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合には、従業者のうち相当の知識及び経験を有する者から選任することができる。

(同行援護)

3 条例第7条に基づき、条例第5条第4項を指定同行援護の事業について準用する場合は、同項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 第1項各号に掲げる者であつて同行援護従業者養成研修応用課程を修了したもの
- (2) 厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科の教科を修了した者
- (3) 前号の教科に準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者

（指定同行援護事業所のサービス提供責任者に関する経過措置）

附則

第2条 第2条第1項各号のいずれかに該当する者については、平成26年9月30日までの間、同条第3項に定める同行援護従業者養成研修応用課程を修了したものとみなす。

- 2 平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年以上従事した者については、平成26年9月30日までの間、第2条第3項第1号に定める第1項各号に掲げる者と同等のものとみなす。

（行動援護）

- 4 条例第7条に基づき、条例第5条第4項を指定行動援護の事業について準用する場合は、同項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第1項各号のいずれかに該当する者又は行動援護従業者養成研修課程（知的障害者外出介護従業者養成研修課程及び当該研修課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を含む。）を修了した者
- (2) 知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に5年以上従事した経験を有する者

（指定行動援護事業所のサービス提供責任者に関する経過措置）

附則

第3条 第2条第4項第1号に定める行動援護従業者養成研修課程を修了した者は、平成27年3月31日までの間、第2条第4項第2号中「5年」とあるのは「3年」とする。

※規則の案の内容は、国の解釈通知の内容と同趣旨です。
国の解釈通知をそのまま適用します。

4 機能訓練指導員の資格要件を緩和

○基準条例

厚生労働省令には明記されておらず、解釈通知において規定されている機能訓練指導員の資格要件について、規則において明確にします。また、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する准看護師を機能訓練指導員として置くことができるとなります。

○対象サービス

生活介護、自立訓練（機能訓練）

障害者支援施設が行う上記の昼間実施サービス

○条例の考え方

日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者について、准看護師を機能訓練指導員の資格要件に追加することとします。

【指定生活介護の例】

（従業者の員数）

第80条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

（1）（略）

（2）看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章、第9章、第16章及び附則第2条において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

（略）

4 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の規則で定める者を機能訓練指導員として置くことができる。

【規則の案】

(機能訓練指導員)

第7条 条例第80条第4項、第143条第4項及び第209条第2項に規定する規則で定める者は、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師又は言語聴覚士であって日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するために必要な訓練を行う能力を有する者とする。

《解釈通知の素案》

(5) 機能訓練指導員（サービス条例第80条第4項）

理学療法士及び作業療法士を確保することが困難な場合には、看護師のほか、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、言語聴覚士の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な訓練を行う能力を有する者をもって代えることができるものであること。

また、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、指定生活介護事業所の生活支援員が兼務して行っても差し支えない。



5 入所、居住施設は耐火、準耐火構造を義務付け

○基準条例

国の最低基準で認められている例外規定を削除し、耐火建築物又は準耐火建築物であることを義務付けます。

○対象サービス（施設）

宿泊型自立訓練、障害者支援施設

○条例の考え方

利用者の特性を考慮し、利用者の安全性を確保するため、木造平屋建ての建物であっても、耐火建築物又は準耐火建築物とします。

○経過措置

平成25年4月1日において現に指定を受けている当該指定に係る事業所等の建物（施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）が木造かつ平屋建てである場合は、厚生労働省令の規定によることができます。

●障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（参考）

【宿泊型自立訓練の例】

（設備の基準）

第五十八条（略）

6 宿泊型自立訓練の事業を行う者が当該事業を行う事業所（次項において「宿泊型自立訓練事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。同項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。同項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。）でなければならない。

7 前項の規定にかかわらず、都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長）が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

※条例では上記第7項の内容を削除しています。

6 多様な手法を用いた評価

○基準条例

自主評価だけでなく、多様な評価の手法を用いて評価を行うことを義務とします。さらに、障害者支援施設については、外部の者による評価及びそれらの結果の公表を努力義務とします。

○対象サービス（施設）

全サービス、障害者支援施設

○条例の考え方

サービスの質の評価方法については、自主評価だけでなく、多様な評価の手法を用いることとし、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行い、より良いサービスを提供することを目的とします。さらに、障害者支援施設については、外部評価を努力義務とすることで、自己評価では見えない視点からのサービスの質向上が期待できます。

【指定居宅介護の例】

（指定居宅介護の基本取扱方針）

第24条 指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、多様な評価の手法を用いてその提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

《解釈通知の素案》

（6）サービスの質の評価（サービス条例第24条第2項）

提供された障害福祉サービスについては、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、必要に応じて居宅介護計画の変更を行うなど、その改善を図らなければならない。

サービスの評価は、自ら行う評価に限らず、第三者などの外部の者による質の評価など、多様な評価の手法を用いて、様々な視点からサービスの質の評価を行わなければならない。

また、より良いサービスの提供のために、その評価の結果を踏まえ、常にサービスの質の改善を図らなければならない。

【指定障害者支援施設の例】
(指定障害者支援施設の取扱方針)

第25条 (略)

3 指定障害者支援施設等は、多様な評価の手法を用いてその提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果の公表に努めなければならない。

《解釈通知の素案》

(7) サービスの質の評価（入所条例第25条第3項）

提供された施設障害福祉サービスについては、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、必要に応じて施設障害福祉サービス計画の変更を行うなど、その改善を図らなければならぬ。

サービスの評価は、自ら行う評価に限らず、第三者などの外部の者による質の評価など、多様な評価の手法を用いて、様々な視点からサービスの質の評価を行わなければならない。

また、より良いサービスの提供のために、その評価の結果を踏まえ、常にサービスの質の改善を図らなければならない。

なお、外部評価機関については、現在指定認知症対応型共同生活介護事業所において実施されている都道府県が指定する外部評価機関に限らない。外部評価結果の公表については、利用者及び利用者の家族へ提供するほか、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所に掲示する方法や、インターネットを活用する方法などが考えられる。

【外部評価について】

現在介護保険の指定認知症対応型共同生活介護事業所において実施されている都道府県が指定する外部評価機関に限りません。自己評価のみではなく、第三者の観点から、サービスの評価を行うよう努めてください。

7 別居親族への訪問系サービス提供を制限

○基準条例

居宅介護事業所等の従業者が、その別居親族に対するサービス提供を制限する規定を新設します。また、別居親族に対するサービス提供を制限する親族の範囲について、規則において明確にします。

○対象サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

○条例の考え方

家族介護と保険給付対象サービスを明確に区分します。ただし、利用者が離島、山間のへき地その他の地域であって、その別居の親族からサービスの提供を受けなければ、必要なサービスの見込量を確保することが困難であると市長が認めるものについて例外規定を設け、詳細については規則において明確にします。

【指定居宅介護の例】

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第27条 指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。

(別居親族に対するサービス提供の制限)

第28条 指定居宅介護事業者は、従業者に、その別居の親族である利用者であって、規則で定めるものに対する指定居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、別居の親族である利用者に対する指定居宅介護が規則で定める基準に該当する場合には、この限りでない。

【規則の案】

(別居の親族)

第3条 条例第28条（条例第44条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める者は、従業者との関係が、次の各号のいずれかに該当する利用者とする。

(1) 配偶者

(2) 3親等以内の血族及び姻族

(3 親等内の血族)

子、孫、ひ孫、兄弟姉妹、おい・めい、おじ・おば、父母、祖父母、曾祖父母

(3 親等内の姻族)

子の配偶者、孫の配偶者、ひ孫の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、おい・めいの配偶者、おじ・おばの配偶者

配偶者の兄弟姉妹、配偶者のおい・めい、配偶者のおじ・おば、配偶者の父母、配偶者の祖父母、配偶者の曾祖父母

(別居の親族に対するサービス提供の制限の例外)

第4条 条例第28条ただし書（条例第44条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 指定居宅介護に係る利用者が離島、山間のへき地その他の地域であって、その別居の親族から指定居宅介護の提供を受けなければ、必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市長が認める地域に住所を有すること。
 - (2) 指定居宅介護が条例第5条第2項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供されること。
 - (3) 指定居宅介護を提供する従業者の当該指定居宅介護に従事する時間の合計時間が当該従業者が指定居宅介護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えないこと。
- 2 指定居宅介護事業者は、条例第28条ただし書及び前項の規定に基づき、従業者にその別居の親族である利用者に対する指定居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る条例第26条に規定する居宅介護計画の実施状況等からみて、当該指定居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指示を行う等の必要な措置を講じなければならない。

《解釈通知の素案》

(8) 別居親族に対するサービス提供の制限（サービス条例第28条）

別居親族に対するサービス提供については、原則として、禁止することとし、例外的に、離島、山間のへき地その他の地域であって、その別居の親族から居宅介護等を受けなければ、必要な居宅介護等の見込量を確保することが困難であると市長が認めた地域に限り、その別居の親族に対するサービス提供を認めることとしたものであるが、その運用については、次のとおりとする。

- ① 市長が認める地域は、厚生労働大臣が定める地域（平成18年厚生労働省告示第540号）とする。※
- ② 事業所は、当該事業所の従業者に、当該従業者と当該事業所の利用者との関係が配偶者又は3親等以内の血族若しくは姻族に該当する者（以下「別居親族」という。）に対する居宅介護等を行わせる場合は、あらかじめ、別居親族に対する居宅介護等が認められるための用件を満たしていることを確認できる書類を市長に届け出なければならない。
- ③ 事業所の従業者は、当該従業者と当該事業所の利用者との関係が別居親族である者に対しての居宅介護等の実施が計画された場合は、直ちに、管理者及びサービス提供責任者にその旨を報告しなければならない。
- ④ 市長は、要件に反した居宅介護等が行われている場合のほか、いったん認めた別居親族に対する居宅介護等について、事後的にその要件を満たしていないと認めるときは、介護給付を行わず、又は既に支払った介護給付の返還を求めるものとする。
- ⑤ 従業者が別居親族の居宅介護等に従事する時間の合計時間が当該従業者の居宅介護等に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えないという要件は、別居親族の居宅介護等が「身内の世話」ではなく「障害福祉サービス事業所の従業者による介護」として行われることを担保する趣旨で設けたものである。事業者は、こうした趣旨を踏まえ、従業者と当該事業所の利用者との間に親族関係があるかどうかを確認するものとし、管理者及びサービス提供責任者に対して必要な指揮命令を行わなければならぬ。

※岡山市における対象地域は次のとおりです。

（介護保険訪問介護の対象地域と同じです。）

離島振興対策実施地域 犬島

振興山村 旧宇甘東村（下田・高津・宇甘・中泉）

旧宇甘西村（勝尾・紙工・虎倉）

旧竹枝村（大田・吉田・土師方・小倉）

旧上建部村（建部上・宮地・富沢・田地子・品田）



（岡山市参考資料編）

8 成年後見制度の活用支援

○基準条例

成年後見制度の活用支援について追加します。

○対象サービス（施設）

全サービス、障害者支援施設

○条例の考え方

適正な契約手続等の支援の促進を図るため、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるよう支援することを明記します。

【指定居宅介護の例】

（指定居宅介護の具体的取扱方針）

第25条（略）

2 指定居宅介護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用する
ことができるよう支援しなければならない。

《解釈通知の素案》

（9）成年後見制度の活用支援（サービス条例第25条第2項）

成年後見制度は、さまざまな障害により判断能力が十分でない者（知的障害者、精神障害者、認知症高齢者など）の財産管理や障害福祉サービスの利用契約などを、成年後見人等が本人に代わり行うことにより、このような者の財産や権利を保護し支援する制度である。

指定居宅介護事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合（利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者の財産や権利を保護し支援する必要がある場合等）は、地域活動支援センターⅠ型や市町村担当課等の相談窓口を利用者又は家族に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるよう支援しなければならない。

9 研修の機会確保

○基準条例

研修計画の作成、研修の実施、計画的な人材育成の規定を追加します。

○対象サービス（施設）

全サービス、障害者支援施設

○条例の考え方

従業者の資質向上のために、研修計画を作成、当該計画に従った研修の実施を義務付けます。また、安定した事業運営のために、計画的な人材育成を事業者の努力義務とします。

【指定居宅介護の例】

（勤務体制の確保等）

第34条（略）

- 3 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために研修計画を作成し、
当該計画に従い、研修を実施しなければならない。
- 4 指定居宅介護事業者は、従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

《解釈通知の素案》

（10）研修の実施及び人材育成（サービス条例第34条第3項及び第4項）

指定居宅介護事業所の従業者の質の向上を図るために作成する「研修計画」は、当該事業所におけるサービス従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、個別具体的な研修の目標、内容、実施時期等を定めた計画を策定すること。なお、当該研修には、障害者の人権擁護、虐待防止等の内容が含まれていなければならぬ。

また、作成した研修計画に従い、当該事業所内で研修を実施するとともに、研修機関が実施する研修への参加の機会を確保するなど従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

10 運営規程の整備

○基準条例

運営規程に定めるべき項目を追加します。

○対象サービス（施設）

全サービス、障害者支援施設

○条例の考え方

サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行う必要があることから、事故発生時の対応、成年後見制度の活用支援、苦情解決体制の整備等の重要事項について、あらかじめ運営規程に定めることを義務付けます。さらに、通所・入所系サービス及び障害者支援施設については、身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続についても、あらかじめ運営規程に定めることを義務付けます。

【指定短期入所の例】

（運営規程）

第108条 指定短期入所事業者は、次の各号（第100条第2項の規定の適用を受ける施設にあっては、第3号を除く。）に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービス利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時、事故発生時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (9) 身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 成年後見制度の活用支援
- (12) 苦情解決体制の整備
- (13) その他運営に関する重要な事項

（注）サービスの種類により内容が異なりますので御注意ください。

※運営規程記載例

(緊急時,事故発生時等における対応方法)

- 第〇〇条 従業者は、利用者に病状の急変その他緊急対応の必要が生じた場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な対応を行うとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入するものとする。

(身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続)

- 第〇〇条 事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業者は、緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合には、当該利用者及びその家族等に説明するものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

- 第〇〇条 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
(2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
(3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、指定短期入所の提供に当たり、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等障害者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(成年後見制度の活用支援)

- 第〇〇条 事業者は、利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(苦情解決体制の整備)

- 第〇〇条 事業者は、指定短期入所の提供に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、指定短期入所の提供に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員か

(岡山市参考資料編)

らの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第〇〇条 事業者は、指定短期入所の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

《解釈通知の素案》

(11) 運営規程（サービス条例第108条）

① **身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続（第9号）**

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続について、運営規程に定めておくこと。

② **虐待の防止のための措置に関する事項（第10号）**

短期入所における「虐待の防止のための措置」については、「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省通知）に準じた取扱いをすることとし、指定短期入所事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、運営規程に定めること。具体的には、虐待防止責任者の選任、従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）等を指すものであること。

(施設の場合)

「虐待の防止のための措置」については、「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省通知）により、施設における虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について、技術的助言がなされているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定障害者支援施設等においても、利用者に対する虐待を、早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、運営規程に定めること。具体的には、虐待防止責任者の選任、従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）等を指すものであること。

③ **苦情解決制の整備（第12号）**

苦情解決体制の整備等施設の運営に関する事項について、運営規程に定めておくこと。

11 非常災害対策の充実

○基準条例

非常災害対策の内容を追加します。

○対象サービス（施設）

療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活介護、共同生活援助、障害者支援施設

○条例の考え方

実効性の高い非常災害対策となるように、避難等の計画段階から災害の様ごとに具体的な対策を立て、必要な訓練を行うとともに、策定した具体的な計画の概要を事業所内に掲示することを義務付けます。また、非常災害時には、従業者だけでは対応が必ずしも十分でない場合が多いことから、近隣の自治体、地域住民、障害福祉サービス事業者等との協力体制の整備に努めること、災害時要援護者の支援を行うため、障害者等特に配慮を要する者の受け入れに努めることを努力義務とします。

【指定療養介護の例】

（非常災害対策）

第72条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 指定療養介護事業者は、当該事業所が立地する地域の自然条件等を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連絡の体制を整備し、それらの内容（次項において「計画等」という。）を定期的に従業者に周知しなければならない。

3 指定療養介護事業者は、当該事業所の見やすい場所に、計画等の概要を掲示しなければならない。

4 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、第2項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練をその実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。

5 指定療養介護事業者は、非常災害における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、近隣の自治体、地域住民、指定障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力をうための体制の整備に努めるものとする。

6 指定療養介護事業者は、非常災害時において、障害者、高齢者、乳幼児等特に配慮を要する者の受け入れに努めるものとする。

（岡山市参考資料編）

《解釈通知の素案》

(12) 非常災害対策（サービス条例第72条）

国の解釈通知に次の内容を加える取扱いとする。

また、指定療養介護事業者は、当該事業所の見やすい場所に、非常災害時の関係機関への通報一覧表及び当該事業所における緊急連絡網並びに避難経路等非常災害時に直ちに実施すべき事項の概要を掲示するものである。

指定療養介護事業者は、非常災害時には、当該事業所の利用者に限らず、地域の障害者、高齢者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等、当該事業所において可能な限り、援護が必要となった者への支援協力に努めるものである。



12 記録の保存書類の明確化、保存期間の延長

○基準条例

厚生労働省令には明記されておらず、解釈通知において規定されている居宅介護事業者等の保存書類について、規則において明確にします。

また、従業者の勤務記録、自立支援給付費等の請求及び受領等の記録についても含め、保存期間を「完結の日から5年間」とします。

○対象サービス（施設）

全サービス、障害者支援施設

○条例の考え方

返還請求において特に必要となる記録について、保存書類に追加します。

また、文書の保存期間の始期を「サービスを提供した日」から「完結の日」に変更します。なお、介護保険サービスでは、文書の保存期間の始期は「完結の日」とされています。

【指定居宅介護の例】

（勤務体制の確保等）

第34条 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定め、
その勤務の実績とともに記録しておかなければならぬ。

《解釈通知の素案》

（13）勤務の体制等の記録（サービス条例第34条第1項）

国の解釈通知に次の内容を加える取扱いとする。

また、併せて、月ごとにその勤務の実績とともに記録すること。

（記録の整備）

第43条 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

【規則の案】

(記録の整備)

第6条 条例第43条第2項に規定する規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第19条第1項に規定するサービスの提供の記録
- (2) 条例第26条第1項に規定する居宅介護計画
- (3) 条例第30条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第34条第1項に規定する勤務の体制等の記録**
- (5) 条例第40条第2項に規定する苦情の内容等に係る記録
- (6) 条例第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録**
- (7) 法第6条に規定する自立支援給付及び条例第21条第1項から第3項までに規定する利用者負担額等に関する請求及び受領等の記録**

《解釈通知の案》

(14) 記録の整備（サービス条例第43条第2項）

障害者に対する指定居宅介護の提供に関する各種記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならないとしたものである。ここでいう「完結の日」とは、利用者との契約の終了日又はサービス提供した日ではなく、それぞれの書類ごとにその書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録の保存を求めるものではない。例えば、介護給付費の請求の根拠となるサービス提供の記録は、その記録に対する介護給付費等を請求し、受領した日が「完結の日」となり、その翌日から5年間保存することとなる。

【完結の日について】

「完結の日」とは、「それぞれの書類ごとにその書類を使わなくなった日」です。利用者との契約が継続している間、当該利用者に関する全ての記録の保存を求めるものではありません。

例えば、自立支援給付費の請求の根拠となるサービス提供の記録は、その記録に対する自立支援給付費等を請求し、受領した日が「完結の日」となります。

なお、この考え方は、障害者自立支援法に基づく記録について適用され、他の法律等により保存の規定が設けられているものは、その規定に従うこととなります。

13 運営規程の変更の届出

○運営規程の変更の届出

運営規程に変更があったときは、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、条例制定に伴う運営規程の変更に限り、前記にかかわらず、平成25年4月末日までに届け出ることで足りるものとする。

14 暴力団員でない旨の届出

○暴力団員でない旨の届出

平成25年4月1日において現に指定を受けている全ての指定障害者支援施設及び指定障害福祉サービス事業者は、同日における当該指定に係る施設又は事業所の役員等（管理者を含む。）である者について、平成25年4月末日までに、役員等が暴力団員でない旨を誓約書に役員等名簿を添付して市長に提出するものとする。

※誓約書の様式は後日掲載する予定です。

